

吾妻公園集客施設整備・管理運営事業
公募設置等指針

令和8年2月

木更津市

■用語の定義

<p>Park-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。 <p style="text-align: center;">＜Park-PFI のイメージ＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">収益を充当</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)		従前	民間資金	公的資金		新制度	民間資金	収益を充当	公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)											
従前	民間資金	公的資金											
新制度	民間資金	収益を充当	公的資金										
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等 												
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 												
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 												

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> • Park-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> • 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
公募設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> • 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画	<ul style="list-style-type: none"> • 都市公園法第 5 条の 7 に規定する「認定公募設置等計画」。公園管理者から適当である旨認定を受けたもの。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> • 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
設置許可	<ul style="list-style-type: none"> • 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	<ul style="list-style-type: none"> • 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
代表法人	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業にグループで応募する場合に、当該グループの代表を務める企業等。
構成法人	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業にグループで応募する場合に、グループの構成員となる企業等。

【目次】

1. 事業の概要	1
(1) 事業の名称	1
(2) 公募設置等指針の位置づけ	1
(3) 事業の背景と目的	1
(4) 吾妻公園の概要	3
(5) 本事業にあたっての基本的な考え方	5
(6) 本事業の事業範囲	5
(7) 公募対象公園区域	6
(8) 費用負担及び役割分担	7
(9) 本事業の流れ	8
(10) 事業期間	9
2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	10
(1) 共通事項	10
(2) 公募対象公園施設の種類の種類	10
(3) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	10
(4) 公募対象公園施設の整備に関する事項	11
(5) 公募対象公園施設の管理運営に関する事項	13
(6) 特定公園施設の種類の種類	14
(7) 市による特定公園施設の整備費用の負担	15
(8) 特定公園施設の整備に関する事項	15
(9) 特定公園施設の管理運営に関する事項	16
(10) 利便増進施設の設置について	16
(11) 都市公園の環境の維持及び向上措置	16
3. 公募の実施に関する事項等	17
(1) 公募への参加資格等	17
(2) 事業破綻時の措置	18
(3) スケジュール	18
(4) 応募手続き	18
(5) 事務局及び窓口	22
(6) 受付時間帯	22
(7) 審査方法等	22
(8) 公募設置等計画の認定	26
(9) 認定公募設置等計画の変更	26
(10) 契約の締結等	26
(11) 法規制等	26

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

吾妻公園集客施設整備・管理運営事業

(2) 公募設置等指針の位置づけ

吾妻公園集客施設整備・管理運営事業（以下、「本事業」という。）における公募設置等指針（以下、「本指針」という。）は、吾妻公園における集客施設の整備及び管理運営に向け、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2に定める、「公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）」に基づく公募設置等指針として、各種募集条件等を定めるものです。

なお、申請にあたっては、本指針のほか、添付資料等の提供情報を確認してください。

(3) 事業の背景と目的

JR木更津駅周辺の中心市街地と木更津港が近接している本市は、古くから「みなとまち」として発展してきましたが、近年は郊外部への大型商業施設の立地等により、「みなとまち」としての活力が相対的に低下しており、港周辺の観光資源の磨き上げや都市公園の持続可能な活性化等が課題となっています。これらの解決に向け、官民が連携して木更津発展のシンボルである「みなと」を活かしたまちづくりを進め、賑わいや活力に満ちた「みなとまち木更津」の再生を目指し、「パークベイプロジェクト」を推進しています。

そのうち、吾妻公園においては、ホール・図書館・中央地域交流センターを複合した文化芸術施設や大屋根広場、交通公園、遊具エリアなどを整備する「吾妻公園文化芸術施設整備事業」の効果を高めるため、公園内の一部区画において、Park-PFIを活用し、民間事業者による飲食施設やドッグランなどの整備・管理運営を図ろうとするものです。

<再整備後の公園イメージ>



※ 令和7年3月時点のイメージであり、変更になる可能性があります。

<文化芸術施設外観イメージ>



<吾妻公園メインエントランスイメージ>



※ 令和7年3月時点のイメージであり、変更になる可能性があります。

<北側エントランスと交通公園イメージ>



※ 令和 7 年 3 月時点のイメージであり、変更になる可能性があります。

なお、吾妻公園文化芸術施設整備事業の詳細及び検討の経過については、添付資料のほか、以下に示す URL より確認してください。

<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/kikaku/chiikiseisakushitsu/1/azumapark/9751.html>

(4) 吾妻公園の概要

吾妻公園は、木更津駅北西約 1 km に位置し、内港地区と隣接することから、みなとを望む立地と恵まれた敷地面積を有する公園として、昭和 39 年に開設しました。

現在、園内には広大な広場や交通公園等を有しており、日頃から市民に親しまれ、親子での自転車練習や小学校の交通安全教室等で利用されています。

<概要>

所在地	木更津市吾妻 1 丁目 4 番
敷地面積	41,200 m ²
公園種別	地区公園 (開設年月日: 昭和 39 年 4 月 1 日)
都市計画区域	都市計画区域内 (市街化区域)
用途地域	近隣商業地域
その他	都市機能誘導区域内、居住誘導区域外

建ぺい率	60%
容積率	200%
津波浸水深	1.0m 以上、3.0m 未満
主な公園施設	交通公園、弓道場、遊具（今後、公園全体を再整備予定）

< 吾妻公園の位置 >



(5) 本事業にあたっての基本的な考え方

【吾妻公園をとりまく情勢の変化と新たなニーズ】

金田地区と中心市街地を結ぶ幹線道路である中野畑沢線沿いに位置する「吾妻公園」(以下、「本公園」という。)は、交通アクセスが良好で、駅周辺地区、内港地区、木更津駐屯地に近接していることも大きな特徴です。

しかしながら、開設から約60年が経過し、ニーズの変化や施設の老朽化が進行していることから、持続可能な活性化等が課題となっています。

そこで、金田地区のにぎわいを駅周辺地区等へ誘導する上で、優れたアクセス性や港を望む立地等を活かし、人をもてなす集客施設やみなとまち木更津を体感できる空間の形成を目指すものです。

【本事業に関する基本的なコンセプト】

本事業にあたっては、本公園の立地特性や歴史性、社会情勢の変化、事業の背景や新たなニーズ等を踏まえ、以下の点を重視した提案を募集します。

本市は、木更津市基本構想に「みなとまち木更津再生プロジェクト(みなとを活かしたまちづくり)」を掲げ、にぎわいや活力に満ちたみなとまち木更津の再生を目指しており、木更津市中心市街地活性化基本計画をはじめ、パークベイプロジェクトや木更津飛行場周辺まちづくり基本構想に基づく取組等を推進しています。

また、「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画(吾妻公園)」において、本公園は、「地域に愛されながら市民の様々な活動を促し、みなとまちの活性化を推進するポテンシャルを有する場」として位置づけており、整備にあたってのコンセプトは「様々な居場所や文化芸術活動の場として、市民が愛着を育むことのできる公園づくり」としています。

本事業では、地域や本公園に係る関係者等と連携し、にぎわい創出に資する公園施設を整備するとともに、公園内の一施設として、地形、植栽等をはじめとする公園全体の景観との調和を図り、進めるものとします。

(6) 本事業の事業範囲

平成29年の都市公園法の改正により創設されたPark-PFIを活用し、本公園において、飲食施設等の公募対象公園施設を設置するとともに、整備対象区域内において公募対象公園施設と一体となって園路等の特定公園施設の整備及び管理運営を行います。

本事業にて実施する業務は以下のとおりとし、整備には計画・設計を含むものとします。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務
- ⑤ 利便増進施設の設置及び管理運営業務(任意提案)

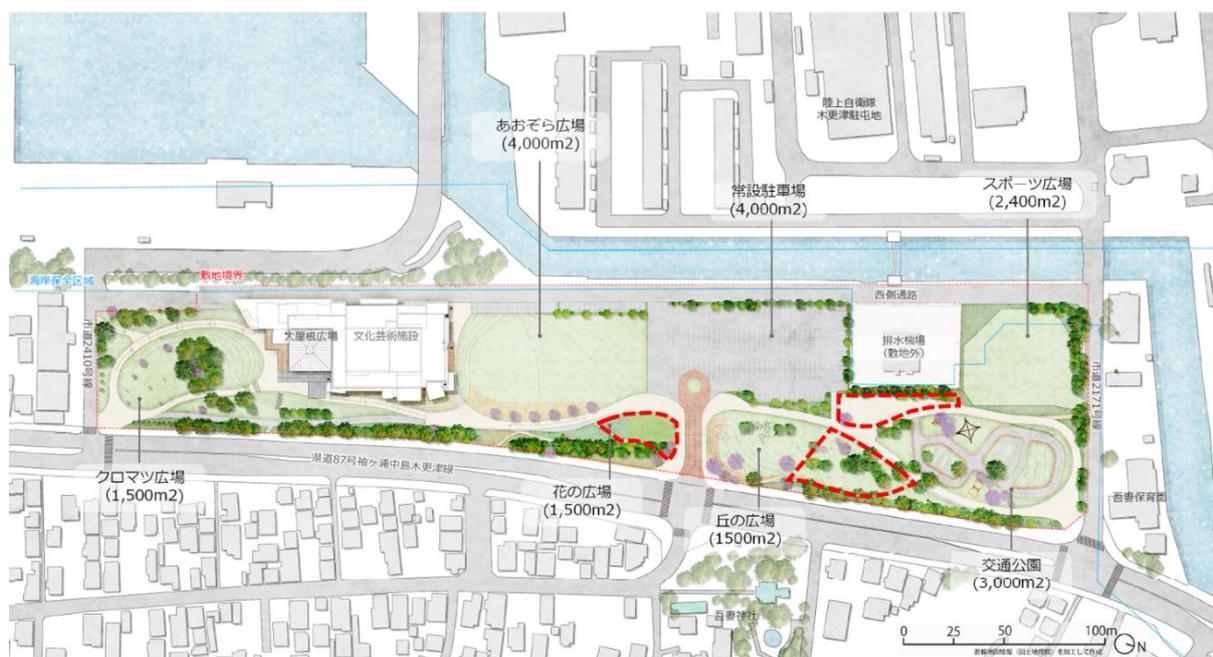
(7) 公募対象公園区域

本事業における公募対象公園区域は、以下に示すとおりです。詳細は、資料2を参照の上、対象区域内で適切な設置場所を提案してください。

公募対象公園施設及び特定公園施設は、公募対象公園区域内で提案してください。

公募対象区域面積	2,367 m ² (以下の図の青枠内)
建築可能面積	公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設含めて 1,000 m ² 以内

<公園平面図(基本設計時)>



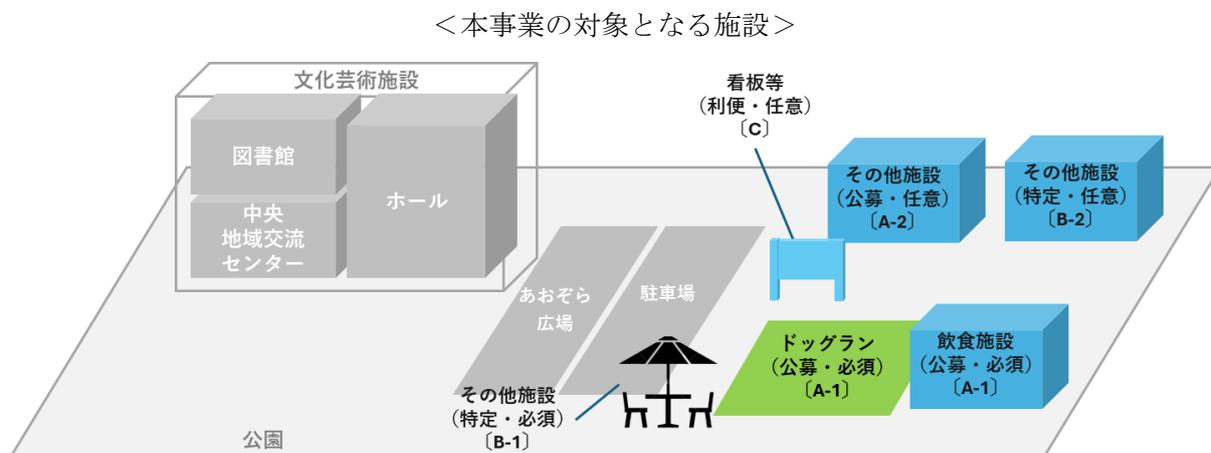
<公募対象公園区域詳細(※青枠内)>



※ グレーのエリアは市において整備を実施します。また、公募対象公園区域内において、認定計画提出者から提案のなかったエリアについても、市において整備を実施する予定です。

(8) 費用負担及び役割分担

本事業における市と認定計画提出者との費用負担及び役割分担等については、以下のとおりとします。



＜費用負担と官民の役割分担＞

施設の種類	公募対象公園施設 [A]		特定公園施設 [B]		利便増進施設 [C]	
	必須 [A-1]	任意 [A-2]	必須 [B-1]	任意 [B-2]	任意	
	飲食施設、 ドッグラン	例) 物販施設、 屋内遊び場	テーブルセット、 ベンチ	例) 花壇、遊 具、屋外トイレ	例) 自転車駐車 場、看板等	
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	官民の関係	基本協定 設置許可	基本協定 設置許可	基本協定 譲渡契約	基本協定 譲渡契約	基本協定 占用許可
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者 及び市	認定計画提出者 及び市	認定計画提出者
	官民の関係	基本協定 設置許可	基本協定 設置許可	基本協定 管理許可	基本協定 管理許可	基本協定 占用許可
所有	認定計画提出者	認定計画提出者	市	市	認定計画提出者	
原状回復	更地にて返還 ※要協議	更地にて返還 ※要協議	/	/	更地にて返還 ※要協議	

(9) 本事業の流れ

1) 公募設置等予定者の選定

市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

2) 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。

また、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

3) 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、市との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

4) 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行ってまいります。

なお、整備期間中についても設置許可に係る使用料は発生します。(※使用料についてはP.11を参照)

また、公募対象公園施設の供用開始日は、公園全体の整備事業の進捗状況にもよることから、市と協議の上決定するものとします。

認定計画提出者においては、指定管理者※と連携の上、本公園の設置意義に従い、市のシティブランディングに資する、良好な公園環境の維持に努めてください。

※本事業の対象範囲を除く公園全体の管理運営については、指定管理者制度の導入を想定していますが、今後、さらに検討を進めた上で決定します。

5) 特定公園施設の整備、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施し、整備完了後、市が当該特定公園施設を譲渡してまいります。

6) 利便増進施設の管理運営（任意提案）

認定計画提出者は、認定計画に基づき、都市公園法第6条に基づく占用許可申請を行ってください。占用許可後に、利便増進施設の施工及び管理運営を行ってまいります。

7) 原状回復

認定計画提出者は、事業期間終了時まで、認定計画提出者の負担で公募対象公園施設等を撤去し、本公園を原状に回復した上で市に返還してください。

ただし、回復内容については市と協議して決定するものとします。

(10) 事業期間

本事業の事業期間は次のとおりです。

1) 事業全体のスケジュール

<ul style="list-style-type: none"> ・公募設置等計画の認定 ・基本協定の締結 	令和8年7月以降
<ul style="list-style-type: none"> ・設置管理許可 ・工事着工～施工 ・特定公園施設譲渡 	令和11年3月(予定)までに完了
<ul style="list-style-type: none"> ・運営開始 	令和11年3月(予定)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了 	工事着手日から20年後

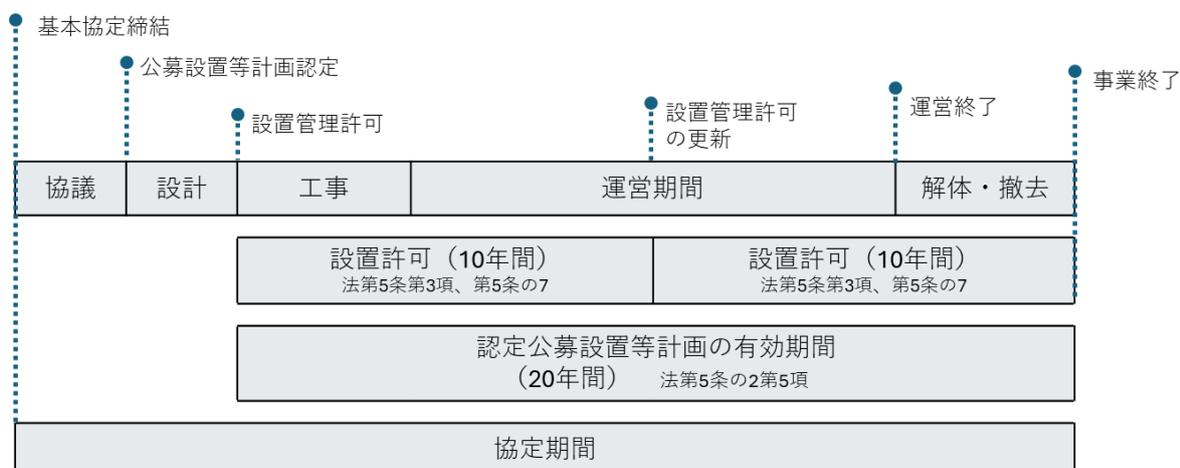
2) 認定計画の有効期間

公募対象公園施設の整備工事の着手日から20年間とします。来訪者に長く親しまれる施設となるよう、原則として当該期間にわたり事業を継続することを前提としてください。

3) 公募対象公園施設に係る設置許可の期間

公募対象公園施設の整備工事の着手日を当該施設の設置許可日とし、そこから10年間とします。ただし、認定計画の有効期間内に認定計画提出者からの設置許可の更新申請があった場合、市は認定計画の有効期間の範囲内で、設置許可を更新します。また、20年の事業終了後に、市と協議の上で、再度、設置許可を更新することは可能です。

<事業期間の考え方>



2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 共通事項

1) 基本事項

公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設は、本事業の重要な構成要素であることを踏まえ、全体のコンセプトや公園全体計画との整合が図られ、本公園の魅力や利便性の向上、利用促進に資する施設を提案してください。

2) 敷地のインフラ整備

公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の設置にあたり、必要となるインフラ(電気、給排水、ガス、通信等)の整備については、認定計画提出者により実施してもらいます。計画にあたっては資料4を参照してください。

3) 設計、建設段階での市との調整

設計、建設段階における市との調整事項(設計段階:敷地、インフラ、計画の取り合い部分等の調整、建設段階:工事計画、工事取り合い、変更事項部分等の調整)について協議等を行い、全体で整合した計画、建設を行ってください。

(2) 公募対象公園施設の種類の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園施行規則第3条の3に規定されている便益施設等であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることが認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認めません。

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業に該当するものについても認めません。

本公園は地区公園の位置づけであることを踏まえ、日常的に市民が利用することを想定した施設・サービスを提供することとします。

これらを前提とし、以下の施設について提案してください。

1) 必須提案施設

- ① カフェ又はレストラン等の飲食施設
- ② ドッグラン

2) 任意提案施設

吾妻公園文化芸術施設整備事業の目指すべき姿である「子どもから高齢者まで多世代が、気軽に集い、学び・憩える・心地よい空間」に合致する公園施設を任意で提案することができます。

※必須提案施設と一体的な建物として整備することも可能です。提案にあたり、公募対象公園施設に該当するか不明確な場合は、事前に市に確認を行った上で提案してください。

(3) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者には、公募対象公園施設として使用する土地の面積(以下、「設置許可面積」と

いう。)に対し、設置許可使用料単価を乗じた額を、設置に係る使用料として市に納付してもらいます。設置に係る使用料の下限額は以下のとおりとし、認定計画提出者の提案する使用料単価に設置許可面積を乗じて算定するものとします。

公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の下限額	60 円/㎡・月
-------------------------	----------

設置許可面積には建築物の範囲以外に、カフェを設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない屋外部分の面積も含まれるものとします。設置許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、公募設置等予定者から最終的な計画内容の提出を受け、市が精査確認します。

なお、設置許可使用料は、木更津市都市公園条例の改正により金額が変更になる可能性があります。設置許可使用料は、年度毎に市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納付してもらいます。また、許可期間が1年に満たない場合は、月割り計算により納付してもらいます。

(4) 公募対象公園施設の整備に関する事項

1) 公募対象公園施設共通

- (ア) 公募対象公園施設は、都市公園法第2条に規定される公園施設であるため、公園施設の整備であることを十分に理解し、公園利用の増進や公園利用者等の利便性の向上に資する施設を提案してください。
- (イ) 公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。
- (ウ) 公募対象公園施設の設置許可面積は、「公募対象公園施設の建築面積」と「公募対象公園施設の利用者のみを対象とした屋外部分」、「建設後に認定計画提出者が独占的に使用する外構等の面積」を合計したものとします。
- (エ) カフェのオープンテラスなど、建築面積が発生しない公募対象公園施設についての面積の上限は設けませんが、本公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設（公園）であることに鑑みた規模の提案としてください。
- (オ) 施設のデザインや高さ・配置・素材・色彩等は、本公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものとするとともに、施設における木造・木質化への取り組みに努めてください。
- (カ) 整備対象区域内には、利用者駐車場は設けないこととし、利用者は公園内の常設駐車場を利用することを前提とします。
- (キ) 公募対象公園区域内の樹木等は、資料6のとおり、公園全体の植栽計画のもと配置されています。原則、公募対象公園施設の整備に際し伐採することはできませんので、それを考慮した提案としてください。やむを得ず伐採を含む提案となる場合には、事前に市に協議してください。
- (ク) 荷捌きスペースやゴミ集積スペースを確保する場合は、施設内及び公募対象区域内に整備してください。ただし、通行可能な園路については市と協議し決定することとします。
- (ケ) 高齢者及び障がい者等、全ての利用者が本公園を安心、安全かつ快適に利用できるよう、

ユニバーサルデザインに配慮し、「千葉県福祉のまちづくり条例」、「都市公園の移動等円滑化 整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月国土交通省）」、「木更津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づいた設計としてください。

- (コ) 公募対象公園施設の設置に伴い、新たに必要となるインフラ（電気、給排水、ガス、通信等）については、認定計画提出者の負担で、各種使用量を特定公園施設や他の公園施設と別々に計量できるよう整備してください。
- (サ) 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらぬよう公園の安全性に配慮してください。
- (シ) 室外機や整備機器など施設外部に設置する設備は目立たない位置にするなど、景観に配慮してください。
- (ス) 都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とし、関係機関の届出や検査など必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- (セ) 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、確認を受けてください。設計の内容が提案内容と相違する場合や公園利用者の利便性確保の観点から、協議の上で、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。また、設計図書の内容が本指針に示す条件に満たないと判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正を求めることができます。
- (ソ) 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、市と協議してください。
- (タ) 認定計画提出者は、市に確認を受けた設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備工事を実施してください。なお、公園利用者等の安全上、危険と判断される場合は、市が認定計画提出者に対して是正を求める場合があります。
- (チ) 認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・管理等を行う工事責任者を設置し、市に報告してください。
- (ツ) 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する完成検査を実施してください。認定計画提出者が公募対象公園施設の工事の完成検査を実施する際、市は立ち会うことができるものとし、認定計画提出者による完成検査完了後に、市は完了検査を行うものとし、
- (テ) 設置許可を受けた時は、木更津市都市公園条例に基づく公園使用料が発生します。公園使用料は認定計画提出者が提案した使用料を市に納付してもらいます。設置許可は、工事着手前までに受けるものとし、工事期間中も公園使用料が発生します。
- (ト) 木更津市景観計画に適合し、本公園の景観と調和した配置計画やデザインとしてください。
- (ナ) 屋外に設置する自家用広告物及び管理用広告物については、千葉県屋外広告物条例及び木更津市景観計画に従ったものとしてください。
- (ニ) 本公園は地震防災マップ又は液状化しやすさマップにより液状化のおそれがあります。そのため、公募対象公園施設の建設に事業者が液状化対策を必要とした場合は、事業者の負担で対応してください。ただし、事業期間終了時の原状回復の際、植栽可能な土壌とする

必要があります。

(ヌ) 本公園西側部分にある防潮堤は千葉県の管理となっており、今後、嵩上げの計画があります。工事時期は未定です。

2) ドッグランに係る特記事項

(ア) 複数の利用者が同時に利用できるよう、ドッグランエリアは500㎡以上確保してください。犬種によって複数箇所に分けることも可とします。

(イ) 使用する外柵のフェンスは、犬が容易に飛び越えられない高さ(1.5m以上)とし、逃げ出し防止措置(二重扉等)を講じる等、一般の公園利用者の利用に支障が生じないよう配慮してください。

(ウ) 地面の材質は病原菌が繁殖しにくい素材としてください。

(エ) ペット用トイレ、水飲み場兼足洗い場をそれぞれ1箇所以上配置してください。

(オ) 外柵には、公園利用者がドッグランであることが分かる表示や利用規約など運営に必要な事項を掲載した看板等を設置してください。

(カ) 近年の急激な天候変化や気候変動等を考慮し、適宜日かげを確保してください。

(5) 公募対象公園施設の管理運営に関する事項

(ア) 公募対象公園施設は、認定計画提出者が設置し、設置後も所有するものとします。

(イ) 公募対象公園施設の管理運営は、認定計画提出者の責任で実施し、管理運営に係る費用は認定計画提出者が負担してください。

(ウ) 施設の運営に必要なインフラ(電気、給排水、ガス、通信等)の使用料は、認定計画提出者の負担とします。各種設備等の保守点検についても、認定計画提出者にて負担してください。

(エ) 公募対象公園施設の管理運営にあたっては、市からの公園管理に係る指導、指示等に従ってください。

(オ) 公園利用者等が利用しやすく、安全性に配慮した管理運営を行うものとし、持続的に運営可能な事業計画を提案してください。

(カ) 実施する事業について、特定の会員のみが使用できるなど「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う運営はできません。

(キ) 公園利用者等の利便性を考慮し、原則通年営業としてください。

(ク) 営業時間については原則制限しませんが、周辺の環境に配慮した時間を設定してください。夜間及び朝の営業については、大きな音、振動、過度な照明等は行わないなど配慮してください。

(ケ) 本公園は地区公園の位置づけであり、主たる利用者として市民を想定します。各種サービスの提供にあたっては、この点を十分に踏まえ、市民の日常利用に配慮したサービス内容とするとともに、適切な価格設定となるよう努めてください。

(コ) アルコール類の販売は可能としますが、自動販売機によるアルコール類の販売は認めません。

(サ) 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制を提案してください。

(シ)地震・火災等の災害発生時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制を提案してください。

(ス)環境負荷低減、周辺の環境保全等、環境に配慮した管理運営内容を提案してください。

(セ)公園内や周辺道路において、公園利用者及び通行者等への支障とならないよう、必要な対策を講じてください。

(支障の例)

- ✓ 施設利用者が使用する自転車の周辺道路等への放置
- ✓ 販売又は頒布した物品の広場や道路への投げ捨て

(ソ)公募対象公園施設の運営事業の内容は、以下に該当するものは認めません。

- ① 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者等が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
- ③ 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
- ④ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なう事が予想される行為
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体及びその利益となる活動を行う者の活動
- ⑥ 上記のほか、公園利用と関連性が低く、市が不相当と判断する行為

(タ)公募対象公園施設の運営に伴い発生するごみは、原則として認定計画提出者が処分することとします。収集の時間や方法については公園利用者に配慮した上で行ってください。

(チ)再整備後の本公園が本事業の目的に沿ったものとなるよう、維持管理・運営段階においては、市及び本公園の管理運営に従事する団体による協議体の設立を予定しています。認定計画提出者においても共同イベントの企画等、積極的に連携・協力し、より良い公園運営に努めてください。

※現在、木更津市内で開催されているイベントの一例

- ・オーガニックシティフェスティバル
- ・KISARAZU PARK BAY FESTIVAL
- ・木更津ナチュラルバル

(6) 特定公園施設の種類

認定計画提出者が、公募対象公園施設の収益を充当して整備する特定公園施設は、以下のとおりとします。

1) 必須提案施設 [B-1]

- ① テーブルセット
- ② ベンチ (着座可能な空間として同等の機能を有するものを含む。)

2) 任意提案施設 [B-2]

- ① 例) 花壇、遊具、屋外トイレ等の施設

特定公園施設は、誰もが無料で利用できる施設としてください。

(7) 市による特定公園施設の整備費用の負担

認定計画提出者の負担により整備するものとし、市は負担しません。

(8) 特定公園施設の整備に関する事項

1) 必須提案施設〔B-1〕

- (ア) デザインや大きさ・配置・素材・色彩等は、本公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものとしてください。
- (イ) 市に特定公園施設を譲渡した後の耐久性、メンテナンス性に配慮したものとしてください。
テーブルセット、ベンチの数はそれぞれ3セット(台)以上で任意の数及び設置箇所を提案してください。

2) 任意提案施設

公園利用者が園内で快適に過ごすことができるよう、必要な施設を任意で提案することができます。施設譲渡後の市による管理運営の負担を考慮し、メンテナンス性に優れた仕様としてください。

3) 特定公園施設共通

- (ア) 特定公園施設のデザインや大きさ・配置・素材・色彩等は、本公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものとしてください。
- (イ) 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらぬよう公園の安全性に配慮してください。
- (ウ) 特定公園施設の設計にあたっては、高齢者及び障がい者等、全ての利用者が本公園(外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。)を安心、安全かつ快適に利用できるよう、床の段差解消やスロープの設置、点字やピクトサインによる案内などユニバーサルデザインに配慮してください。
- (エ) 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、確認を受けてください。設計の内容が提案内容と相違する場合や公園利用者の利便性確保の観点から、協議の上で、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。また、設計図書の内容が本指針に示す条件に満たないと判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正を求めることができます。
- (オ) 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、市と協議してください。
- (カ) 認定計画提出者は、市に確認を受けた設計図書及び工事工程表に基づき、特定公園施設の整備工事を実施してください。なお、公園利用者の安全上、危険と判断される場合は、市が認定計画提出者に対して是正を求める場合があります。
- (キ) 認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・管理等を行う工事責任者を設置し、市に報告してください。
- (ク) 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する完成検査を実施

してください。

(ケ) 認定計画提出者は、原則として、公募対象公園施設の工事完了日までに特定公園施設の整備工事を完了してください。

ただし、工程管理上、特定公園施設の整備工事を完了させることが適当でない場合は、市と協議することとします。工事完了及び完成検査終了後、市に報告し、市の完了検査を受け、完了検査に合格した場合、市に特定公園施設を譲渡してもらいます。

なお、市と認定計画提出者は、別途、特定公園施設譲渡契約を締結します。

(コ) 特定公園施設は、市に譲渡し、市所有の公共施設となることから、認定計画提出者は、上記を遵守し、その整備を行ってください。

(9) 特定公園施設の管理運営に関する事項

特定公園施設は、原則として、認定計画提出者が管理許可を受けて管理運営することを想定しています。

(10) 利便増進施設の設置について

利便増進施設の提案は任意ですが、提案する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。市は、認定計画者と協議し、条例で定められた事項と調整の上、設置可否を判断します。

なお、市が正式に設置を許可した場合、利便増進施設から得られる収入は、認定計画提出者の収入となります。

(11) 都市公園の環境の維持及び向上措置

認定計画提出者が整備した特定公園施設は、市に無償譲渡し、譲渡後の特定公園施設は、認定計画提出者が管理運営を実施します。認定計画提出者は、公募対象公園施設に係る設置許可を受けた区域や利便増進施設に係る占用許可を受けた区域の管理運営を行うとともに、指定管理者との連携を図りながら、本公園が利用者にとって常に快適な空間となるよう努めてください。

3. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格等

1) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

- (ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- (イ) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人
- (ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- (エ) 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、「木更津市入札参加資格者指名停止措置要領」第 2 条第 1 項に規定する指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- (オ) 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- (カ) 「木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱」（平成 27 年 3 月 3 日告示）に掲げる措置要件に該当している法人
- (キ) 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- (ク) 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

2) 応募者の資格

- (ア) 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- (イ) グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- (ウ) 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- (エ) 応募法人又は、グループで応募する場合は構成法人のうち公募対象公園施設の経営を主として担う法人は、公募対象公園施設と同種業態について 3 年以上の経営実績を有することとします。
- (オ) 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。
- (カ) 全構成法人について、本店所在地が日本国内であることとします。

3) 応募条件

- (ア) 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員にはなれません。

応募した複数グループにおいて同時に構成員にはなれません。

(イ) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表法人及び構成法人等の変更は原則として認めません。

ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出等を求めることもあります。

(ウ) その他

公募設置等予定者は選定後に自己都合による辞退はできません。

(2) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による提案事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は、市の承認を得た上で、別の民間事業者へ事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、公募対象公園施設の用地を原状回復して返還するものとします。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・原状回復を行わない場合、市が認定計画提出者に代わり撤去・原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求することとします。

(3) スケジュール

公募及び事業のスケジュールは、以下のように予定しています。

公募設置等指針等の配布	令和8年2月13日(金)から令和8年4月3日(金)まで
公募説明会の申込	令和8年2月13日(金)から令和8年2月27日(金)まで
公募説明会の開催	令和8年3月3日(火)
質問書(第1回)の受付	令和8年3月3日(火)から令和8年3月17日(火)まで
質問書(第1回)に対する回答	令和8年3月24日(火)
参加表明の受付	令和8年3月30日(月)から令和8年4月3日(金)まで
資格審査結果の通知	令和8年4月10日(金)
質問書(第2回)の受付	令和8年4月13日(月)から令和8年4月27日(月)まで
質問書(第2回)に対する回答	令和8年5月1日(金)
公募設置等計画の受付	令和8年4月13日(月)から令和8年6月12日(金)まで
プレゼンテーション資料提出	令和8年4月13日(月)から令和8年6月19日(金)まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年7月2日(木)
公募設置等予定者の選定・通知	令和8年7月上旬頃

以降のスケジュールはP.9の内容に続きます。

(4) 応募手続き

1) 公募設置等指針の配布

本指針については、(1) スケジュールに記載の期間、市のホームページからダウンロードしてください。

【HP アドレス】

<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/kikaku/chiikiseisakushitsu/1/azumapark/13428.html>

2) 公募説明会

公募の実施方法について、事業への参画を検討する事業者を対象に説明会を開催します。説明会への参加を希望される方は、指定の書類をご準備の上、受付期間内にお申し込みください。

【日程等】

日時：令和8年3月3日（火）午後2時から午後4時まで

場所：木更津市役所 駅前庁舎 8階 防災室・会議室

【申込方法】

受付期間：令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）午後5時まで

様 式：様式9_公募説明会参加申込書

申 込 先：「(3) 事務局及び窓口」のとおり

- ・ メール件名は「公募説明会参加申込 ○○○（※○は団体名）」としてください。

【留意事項】

- ・ 説明会への参加は、1グループ3名までとしてください。
- ・ 参加希望者多数の場合は、開催時刻等の変更を行うことがあります。
- ・ 説明会当日は、本実施要領を持参の上ご参加ください。
- ・ 説明会への参加は公募への参加条件ではありません。
- ・ 希望者に対し、説明会後に事務局案内のもとで現地視察を実施します。希望する方は、様式9の該当箇所にその旨を記載してください。

3) 公募設置等指針に関する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、指定書類をご準備の上、受付期間内に提出してください。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

【提出方法】

受付期間：令和8年3月3日（火）から令和8年3月17日（火）午後5時まで

様 式：様式10_質問書

申 込 先：「(3) 事務局及び窓口」のとおり

- ・ メール件名は「公募に係る質問書」としてください。

【質問に対する回答】

「(1) スケジュール」に記載の期日までに、市ホームページに掲載します。

4) 参加表明

参加を希望する団体は、以下の参加表明関係書類一覧に従って必要書類を作成の上、受付期間内に提出してください。なお、受付期間内に到着しなかった参加表明書は受理できません。

【提出方法】

受付期間：令和8年3月30日（月）から令和8年4月3日（金）午後5時まで

様 式：「参加表明関係書類一覧」の通り

受付場所：木更津市役所駅前庁舎 8階 企画部地域政策室

提出方法：受付場所に持参、もしくは郵送

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

郵送先：「(3) 事務局及び窓口」のとおり

結果通知：参加資格の確認結果の通知を令和8年4月10日(金)に市から文書(電子メール)により行う

<参加表明関係書類一覧>

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 参加表明関係書類			
① 参加表明書	様式1	1部	1部
② 誓約書	様式2	1部	1部
③ 委任状(グループの場合)	様式3	1部	1部
④ 業務実施体制	様式4	1部	1部
2. 応募制限関連書類(グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出)			
① 定款又は寄付行為の写し	自由様式	1部	1部
② 法人登記簿謄本及び印鑑証明	各種証明書	1部	1部
③ 役員名簿	様式5	1部	1部
④ 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	自由様式	1部	1部
⑤ 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近3年間)の写し ※ 有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※ 連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	関係法令に定める様式	1部	1部
⑥ 事業報告書・事業計画書等 ※ 有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	自由様式	1部	1部
⑦ 財務状況表	様式6	1部	1部
3. 応募資格関係書類(該当する法人について提出)			
① ドッグラン及び飲食店の経営実績	様式7	1部	1部

5) 公募設置等計画に関する質問及び回答

公募設置等計画の作成に関して質問がある場合は、指定書類をご準備の上、受付期間内に提

出してください。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

【提出方法】

受付期間：令和8年4月13日（月）から令和8年4月27日（月）午後5時まで

様式：様式10_質問書

申込先：「(3) 事務局及び窓口」のとおり

- ・ メール件名は「公募設置等計画に係る質問書」としてください。

【質問に対する回答】

「(1) スケジュール」に記載の期日までに、市ホームページに掲載します。

6) 公募設置等計画の提出

参加資格ありとされた応募法人、応募グループからの、公募設置等計画の提出を受付けます。

公募設置等計画は、以下の注意事項及び「公募設置等計画関係書類一覧」に従って作成の上、受付期間内に提出してください。なお、受付期間内に到着しなかった公募設置等計画は受理できません。

【提出方法】

受付期間：令和8年4月13日（月）から令和8年6月12日（金）午後5時まで

様式：「公募設置等計画関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付場所：木更津市役所駅前庁舎 8階 企画部地域政策室

提出方法：受付場所に持参

- ・ 事前に「提出窓口」まで電話にて連絡後、市と受付時間を調整の上、ご持参ください。
- ・ 公募設置等計画提出時にくじを引き、番号の大きい応募者から当日のプレゼンテーションを開始します。

<公募設置等計画関係書類一覧>

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
4. 公募設置等計画			
① 事業の基本方針及び全体計画	様式 8-1	1部	15部
② 事業実施体制	様式 8-2	1部	15部
③ 公募対象公園施設の整備計画	様式 8-3	1部	15部
④ 特定公園施設の整備計画	様式 8-4	1部	15部
⑤ 利便増進施設に関する計画（任意）	様式 8-5	1部	15部
⑥ 施設の管理運営計画	様式 8-6	1部	15部
⑦ 資金計画・収支計画	様式 8-7	1部	15部
⑧ 価格提案書	様式 8-8	1部	15部

- ・ 上記に加えて、電子データをPDF形式で格納したCD-Rを1部提出してください。

7) 公募設置等計画作成に係る注意事項

- ・ 公募設置等計画の提出は1応募法人(1応募グループ)1提案とします。
- ・ 公募設置等計画関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議・確認を行った上で公募設置等計画関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。図表内における文字についてはこの限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。
- ・ 用紙サイズ、枚数は様式に指定するとおりとしてください。

8) 応募書類の取扱い等

- ・ 応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、公募設置等予定者の選定結果の公表等に必要の場合には、市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- ・ 応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ・ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ・ 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式11)を提出してください。
- ・ 本事業に係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例(平成12年条例第4号)に準じ、提出された書類を公開することがあります。

(5) 事務局及び窓口

木更津市 企画部地域政策室

住 所： 〒292 - 8501 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎 8階

電 話： 0438 - 38 - 6890

メー ル： chiiki@city.kisarazu.lg.jp

(6) 受付時間帯

公募設置等計画の受付を含め、すべての事務取扱は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(7) 審査方法等

1) 審査の流れ

公募設置等予定者の選定は、市が公募設置等計画の審査にあたり設置している「木更津市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」(以下、選定委員会という。)が主体となり、3) 評価の基準に基づき、提出された公募設置等計画の書類及び別途実施するプレゼンテーション・ヒアリン

グにより審査を行います。

応募者によるプレゼンテーションの実施後、選定委員会から応募者に対し質疑応答を行います。なお、応募者から選定委員会への質問はできません。プレゼンテーション・ヒアリングにおいて、応募法人の場合は3名まで、グループ応募の場合は6名まで入室できます。

審査を行ったのち、以下のいずれも満たす者を「公募設置等予定者」として選定します。

(ア) 評価基準に基づく採点表により算定された合計得点が最も高い者

(イ) 合計得点が、以下の式を満たしている者

【合計得点 \geq 評価項目の合計点(100点) \times 選定委員会の委員数 \times 0.6】

なお、合計得点が第2位であった者を「次点者」とし、市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、又は公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、公募設置等予定者としての地位を取得します。

審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

2) プレゼンテーション・ヒアリングについて

プレゼンテーションは、公募設置等予定者の選定にあたり、選定委員が提案に対する理解を深めると共に、疑義を明らかにするために実施するものです。

- ・ プレゼンテーションへの参加は必須とします。
- ・ 1グループあたり、説明20分+質疑20分の、計40分を予定しています。
- ・ プレゼンテーションに使用する資料はパワーポイント形式又はPDF形式とします。事前に提出した公募設置等計画の内容から作成することとし、新たな提案の追加は認めません。また、応募法人等の名称、構成員の企業名等が類推できる記載の他、応募者を特定できる表現はしないでください。なお、プレゼンテーション当日の資料配布及び、模型の持ち込み、動画を使用したプレゼンテーションはできません。
- ・ 作成した資料については、当該データをCD-Rに格納した上で、令和8年6月19日(金)午後5時までに「提出窓口」へ提出してください。なお、提出にあたっては、事前に電話にて連絡後、市と受付時間を調整の上、ご持参ください。また、提出後の差し替えは認めません。

3) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者は、公募設置等予定者候補及び次点提案選定前までに、公募設置等予定者の選定に関して、自ら又は第三者をして選定委員会委員に接触を図り、働きかけるなどの行為は厳に慎んでください。万一、こうした事実が認められた場合には、当該応募者は失格とします。

4) 評価の基準

市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目、内容>

評価項目		評価の視点	配点		
①	事業の実施方針	事業の基本方針及び全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業運営の目的、基本的な考え方が本公園の特性及び位置づけ等を踏まえたものであり、本指針に記載の「本事業に関する基本的なコンセプト」と整合しているか。 ✓ 提案が、本公園に新たな賑わいや価値をもたらす魅力的なものとなっているか。 ✓ 来訪者にとって使いやすいユニバーサルデザイン等の工夫が提案されているか。 ✓ 本公園に関わる事業者等は多岐にわたり、その一員となることを理解し、「本事業に関する基本的なコンセプト」を実現するために積極的に連携、協調する姿勢がみられるか。 	20	
		地域還元・貢献活動の提案及び理解	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域における雇用促進や、地元事業者の参画を促進する提案となっているか。 ✓ 市や指定管理者等と連携したイベントの実施など、地域の活性化に資する提案があるか。 		10
			事業実施体制		
		③	施設の整備計画		公募対象公園施設の整備計画

評価項目		評価の視点	配点
	特定公園施設の整備計画	✓ デザイン等が本公園の景観と調和した提案となっており、市に特定公園施設を譲渡した後の耐久性・メンテナンス性に配慮し、管理運営負担を軽減する工夫が提案されているか。	5
④	施設の管理運営計画	✓ 営業日時、サービス内容及び施設におけるスタッフの配置等の運営計画は、合理的かつ公園全体の管理運営計画を考慮するとともに、利用者の視点に立った提案となっているか。	20
		✓ 提供するサービス内容や価格が適切であり、売上向上につながる計画や工夫が考慮されているか。	
		✓ 公園全体の賑わいの創出に貢献する意識を有し、自主イベントの企画並びに市や指定管理者が主催するイベントとの連携について意欲的な姿勢がみられるか。	
		✓ 平常時における来訪者の安心・安全な施設利用のため、積極的に協力する姿勢がみられるか。(ペット同伴に関する公園利用ルール策定支援等) また、災害時等緊急時の対応への協力姿勢がみられるか。	
⑤	資金計画・収支計画	✓ 収支計画に妥当性があり、事業の安定性があるか(資金調達・売上・経費・利益・継続性)。	10
		✓ 想定されるリスクと対応方針について考慮しているか(事業撤退時の対応等を含む)。	
⑥	価格評価	✓ 市への土地使用料に対する提案価格評価。 (当該提案者の月当たり総支払額/全ての提案の中で最も高い総支払額) × 5点 ※少数点以下、切り捨て後に算出	5

5) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。

また、選定結果は審査講評(概要)とあわせて、市ホームページで公表します。

本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(8) 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて市と公募設置等予定者との調整により、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

(9) 認定公募設置等計画の変更

各種調査等の実施により認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、市と協議の上、都市公園法第5条の6第1項に基づき市の認定を受ける必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行うことができます。

(10) 契約の締結等

1) 基本協定

市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は資料8のとおりです。

2) 公募対象公園施設の設置管理許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設については、工事着手までに都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可もしくは管理許可を受け、認定計画提出者の負担において、整備・管理運営を行っていただきます。なお、認定計画者は、許可の権利を他人に譲渡、転貸することはできません。

(11) 法規制等

提案内容は、都市公園法、木更津市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

=====
<添付資料>

資料1：公園平面図

資料2：事業対象区域図（公募対象公園区域図）

資料3：既設埋設物位置図

資料4：インフラ計画図

資料5：断面図

資料6：植栽計画

資料7：地質調査結果

資料8：基本協定書（案）

資料9：駐車場配置計画

資料10：吾妻公園文化芸術施設整備事業について